審第１４５０号
答申第１９１号
平成２９年１０月３１日

千葉県知事　鈴木　栄治　様

千葉県個人情報保護審議会
会長　　土屋　　俊

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について（答申）

平成２９年９月１日付け審第１０３５号により諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

千葉県
総務部
29.10.31
審査情報課
受付

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

（答申）

平成２９年１０月

千葉県個人情報保護審議会

まえがき

「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５８号。以下「行個法」という。）の改正法が平成２９年５月３０日から施行され、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の導入等の改正がなされた。

本県の個人情報保護制度は、千葉県個人情報保護条例（平成５年条例第１号。以下「条例」という。）により、個人の権利利益の保護を図ることとしているものであるが、今回の法改正に伴う制度の在り方について千葉県知事から平成２９年９月１日付けで諮問を受けたことから、法改正の趣旨を踏まえつつ引き続き制度の円滑な運用に資するよう以下のとおり答申する。

ついては、本答申の内容を踏まえ、速やかに条例改正等に取り組み、必要な措置を講じられたい。

Ⅰ　個人情報の定義について

個人情報の定義については、改正法の定義規定を踏まえ、その明確化を図ることが適当である。

【説明】

1　改正後の保護法及び行個法では、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換し、又は特定の個人に提供される役務の利用等に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号を新たに「個人識別符号」として定義し、これらが含まれる情報（ＤＮＡデータ、指紋データ、旅券番号、基礎年金番号等）は個人情報に該当するとしている。

2　これらの改正は、個人情報に該当するかどうかのグレーゾーンの解消のために明確化を図ったものとされているところ、個人情報の定義は保護制度の根幹であり、条例においてもその明確化を図ることは県における保護制度の円滑な運営に資するものと考えられる。

3　したがって、条例においても、「個人識別符号」が含まれる情報は個人情報であることを明確化するのが適当である。

Ⅱ　思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いに係る規定について

条例における、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いに係る規定（第８条第２項）は維持した上で、改正法において新たに定義された「要配慮個人情報」については、国の行政機関と同様の取扱いを行うこととするのが適当である。

【説明】

１　条例においては、いわゆるセンシティブ情報として、「思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに千葉県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの（※）」を原則収集禁止とする規定（第８条第２項）を設けている。

（※ 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和６２年法律第２２号）第２条第１項に規定する対象地域の同和関係者である事実に係る個人情報）

２　保護法及び行個法においては、これまで同種の情報についての規定は設けられていなかったが、今回の改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等の情報を「要配慮個人情報」として新たに規定し、国の行政機関においては、当該情報の取扱いの実態を本人がより的確に認識できるよう、要配慮個人情報を取り扱う事務を公表することとしたものである。

３　現行の条例では、改正法で要配慮個人情報とされた情報のうち、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を原則収集禁止としており、この規定については、県民の権利利益の保護を図る上では引き続き必要であると考えられるため、これを維持することが適当である。

4　また、改正法において新たに規定された要配慮個人情報については、前記２の法改正の趣旨を踏まえると、本県においても、同種の情報の取扱いについて透明性の向上を図る必要があると考えられることから、条例において国の行政機関と同様に要配慮個人情報について明確化し、当該情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿に所要の調整を行った上で、県民に対して公表するとすることが適当である。

5　なお、条例改正にあたっては、要配慮個人情報と条例第８条第２項に規定する個人情報との条文上の整合性についても配慮されたい。

Ⅲ　事業者に係る規定について

条例における事業者に係る規定（条例第５３条から５８条まで）については、全て維持することが適当である。

【説明】

１　保護法においては、これまで、５０００人以下の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者（個人情報を体系的に検索できるデータ等を取り扱う事業者）を規制対象外としてきたが、今回の改正により、取り扱う人数に関係なく全ての個人情報取扱事業者を規制対象とすることとした。

２　一方、本県は、保護法施行前から、事業者（国等を除く法人、その他の団体、個人事業主）に対して、処理形態のいかんにかかわらずその事業活動に沿って取り扱う個人情報全てについて、適正な取扱いを確保できるよう指導や助言を行うこととしてきたものである。

３　このような背景も踏まえると、本県としては、保護法による具体的な規制を受けない事業者等が保有する個人情報についても、当該情報に係る本人の権利利益の保護を図るため、引き続きその適正な取扱いについて事業者に対し指導や助言を行い自主的な取り組みを促す必要があると考えられる。

４　したがって、事業者に係る規定（条例第５３条から５８条まで）は全て維持することが適当である。

Ⅳ　匿名加工情報制度の導入への対応について

1　改正保護法においては、いわゆるパーソナルデータの利活用を推進するため、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」を「匿名加工情報」として、一般の個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもと民間事業者における利活用を促進することとされ、改正行個法においても、国の行政機関が保有する個人情報を同様に加工したものを「非識別加工情報」として、民間事業者に提供する仕組みが導入された。

2　あわせて、国は、官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）により官民データの適正かつ効果的な活用を推進しているところであるが、「規制改革実施計画」（平成２９年６月９日閣議決定）では、地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による可能性も検討するとされているところである。

3　匿名加工情報制度の導入は、個人情報の利活用を図るという点において制度の根幹にかかわるものであることから、本県においても、地方自治体の保有するデータの活用に関する国の検討状況等を踏まえつつ、今後の個人情報保護制度の在り方について検討を進められたい。

【参考】

1　千葉県個人情報保護審議会名簿（五十音順）

氏　名	職　業　等	備　考
石井　徹哉	千葉大学副学長	
海野　朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬　貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋　俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	会長
永嶋　久美子	弁護士	
中曽根　玲子	國學院大學専門職大学院 法務研究科教授	会長職務代理者
藤岡　園子	弁護士	

2　審議経過

年　月　日	審議事項等
平年２９年　９月　１日	諮問書の受理
平成２９年　９月　８日	第１回審議（概要説明・対応方針の検討）
平成２９年１０月１２日	第２回審議（答申案の検討）

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

（答申）

平成２９年１０月

千葉県個人情報保護審議会

まえがき

「個人情報の保護に関する法律」(平成１５年法律第５７号。以下「保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５８号。以下「行個法」という。）の改正法が平成２９年５月３０日から施行され、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の導入等の改正がなされた。

本県の個人情報保護制度は、千葉県個人情報保護条例（平成５年条例第１号。以下「条例」という。）により、個人の権利利益の保護を図ることとしているものであるが、今回の法改正に伴う制度の在り方について千葉県知事から平成２９年９月１日付けで諮問を受けたことから、法改正の趣旨を踏まえつつ引き続き制度の円滑な運用に資するよう以下のとおり答申する。

ついては、本答申の内容を踏まえ、速やかに条例改正等に取り組み、必要な措置を講じられたい。

Ⅰ　個人情報の定義について

個人情報の定義については、改正法の定義規定を踏まえ、その明確化を図ることが適当である。

【説明】

１　改正後の保護法及び行個法では、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換し、又は特定の個人に提供される役務の利用等に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号を新たに「個人識別符号」として定義し、これらが含まれる情報（ＤＮＡデータ、指紋データ、旅券番号、基礎年金番号等）は個人情報に該当するとしている。

２　これらの改正は、個人情報に該当するかどうかのグレーゾーンの解消のために明確化を図ったものとされているところ、個人情報の定義は保護制度の根幹であり、条例においてもその明確化を図ることは県における保護制度の円滑な運営に資するものと考えられる。

３　したがって、条例においても、「個人識別符号」が含まれる情報は個人情報であることを明確化するのが適当である。

Ⅱ　思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いに係る規定について

条例における、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いに係る規定（第８条第２項）は維持した上で、改正法において新たに定義された「要配慮個人情報」については、国の行政機関と同様の取扱いを行うこととするのが適当である。

【説明】

１　条例においては、いわゆるセンシティブ情報として、「思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに千葉県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるもの(※)」を原則収集禁止とする規定（第８条第２項）を設けている。

（※ 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和６２年法律第２２号）第２条第１項に規定する対象地域の同和関係者である事実に係る個人情報）

２　保護法及び行個法においては、これまで同種の情報についての規定は設けられていなかったが、今回の改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等の情報を「要配慮個人情報」として新たに規定し、国の行政機関においては、当該情報の取扱いの実態を本人がより的確に認識できるよう、要配慮個人情報を取り扱う事務を公表することとしたものである。

３　現行の条例では、改正法で要配慮個人情報とされた情報のうち、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を原則収集禁止としており、この規定については、県民の権利利益の保護を図る上では引き続き必要であると考えられるため、これを維持することが適当である。

4　また、改正法において新たに規定された要配慮個人情報については、前記２の法改正の趣旨を踏まえると、本県においても、同種の情報の取扱いについて透明性の向上を図る必要があると考えられることから、条例において国の行政機関と同様に要配慮個人情報について明確化し、当該情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿に所要の調整を行った上で、県民に対して公表するとすることが適当である。

5　なお、条例改正にあたっては、要配慮個人情報と条例第８条第２項に規定する個人情報との条文上の整合性についても配慮されたい。

Ⅲ　事業者に係る規定について

条例における事業者に係る規定（条例第５３条から５８条まで）については、全て維持することが適当である。

【説明】

１　保護法においては、これまで、５０００人以下の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者（個人情報を体系的に検索できるデータ等を取り扱う事業者）を規制対象外としてきたが、今回の改正により、取り扱う人数に関係なく全ての個人情報取扱事業者を規制対象とすることとした。

２　一方、本県は、保護法施行前から、事業者（国等を除く法人、その他の団体、個人事業主）に対して、処理形態のいかんにかかわらずその事業活動に沿って取り扱う個人情報全てについて、適正な取扱いを確保できるよう指導や助言を行うこととしてきたものである。

３　このような背景も踏まえると、本県としては、保護法による具体的な規制を受けない事業者等が保有する個人情報についても、当該情報に係る本人の権利利益の保護を図るため、引き続きその適正な取扱いについて事業者に対し指導や助言を行い自主的な取り組みを促す必要があると考えられる。

４　したがって、事業者に係る規定（条例第５３条から５８条まで）は全て維持することが適当である。

Ⅳ　匿名加工情報制度の導入への対応について

１　改正保護法においては、いわゆるパーソナルデータの利活用を推進するため、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」を「匿名加工情報」として、一般の個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもと民間事業者における利活用を促進することとされ、改正行個法においても、国の行政機関が保有する個人情報を同様に加工したものを「非識別加工情報」として、民間事業者に提供する仕組みが導入された。

２　あわせて、国は、官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）により官民データの適正かつ効果的な活用を推進しているところであるが、「規制改革実施計画」（平成２９年６月９日閣議決定）では、地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による可能性も検討するとされているところである。

３　匿名加工情報制度の導入は、個人情報の利活用を図るという点において制度の根幹にかかわるものであることから、本県においても、地方自治体の保有するデータの活用に関する国の検討状況等を踏まえつつ、今後の個人情報保護制度の在り方について検討を進められたい。

【参考】

１　千葉県個人情報保護審議会名簿（五十音順）

氏　名	職　業　等	備　考
石井　徹哉	千葉大学副学長	
海野　朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬　貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋　俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	会長
永嶋　久美子	弁護士	
中曽根　玲子	國學院大學専門職大学院 法務研究科教授	会長職務代理者
藤岡　園子	弁護士	

２　審議経過

年　月　日	審議事項等
平年２９年　９月　１日	諮問書の受理
平成２９年　９月　８日	第１回審議（概要説明・対応方針の検討）
平成２９年１０月１２日	第２回審議（答申案の検討）